

# 学校における 労働安全衛生管理体制の 整備のために

令和7年6月5日（木）  
県教育庁働き方改革推進課

教 働 第 57 号  
令和7年4月15日

各市町村教育委員会教育長 } 殿  
各 教 育 事 務 所 長 }

沖縄県教育委員会  
教育長 半嶺 満  
(公印省略)

#### 市町村立学校における労働安全衛生管理体制の整備について（依頼）

日頃から学校における働き方改革及び教職員のメンタルヘルス対策の推進にご尽力いただき感謝申し上げます。

本県では、教職員のメンタルヘルス対策が喫緊の課題となっており、その前提となる各学校における労働安全衛生管理の充実が求められております。

教職員の心身の健康を守り、健やかな学校づくりのために必要な各学校の労働安全衛生管理体制の整備等につきましては、法令等に基づき市町村立学校においては各市町村教育委員会がその責を担うこととされており、法令等で義務付けられている体制の未整備は法令違反となります。

各市町村教育委員会におかれましては、下記の留意事項及び別添資料を確認の上、労働安全衛生管理体制の整備に取り組んで頂きますようお願いいたします。

なお、今年度は国による「公立学校等における労働安全衛生管理体制等に関する調査」（令和7年5月1日現在）が実施される予定ですので、法令違反となる状況がないよう整備の徹底をお願いします。

各教委事務所におかれましては、管内の市町村教育委員会への送付及び支援等をよろしくお願い致します。

記

#### 【留意事項】

1 教職員50人以上の学校では下記①～③が必要です。

① 衛生管理者の選任 ② 産業医の選任 ③ 衛生委員会の設置

2 教職員10人～49人の学校では「衛生推進者の選任」が必要です。

※ 産業医の選任義務がない規模の学校においても、医師等に教職員の健康管理等を行わせる努力義務があります。

3 年1回以上の「ストレスチェック」（医師等による労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査）を実施することが必要です。

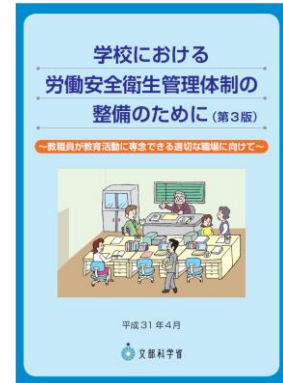
※ 「ストレスチェック」の実施については、法令上、特例として、教職員が50人未満の学校においては当分の間、努力義務とされておりますが、文部科学省より「学校の規模にかかわらず、全ての学校において適切に実施し、メンタルヘルス不調の未然防止に取り組むこと。」と通知されております。

※ また、厚生労働省において、当該特例を廃止する内容を含む法律案を令和7年度の通常国会へ提出することが予定されております。

4 一定時間を超える長時間勤務者や高ストレス状態にある職員に対して、医師による面接指導等を行うことができる体制整備が必要です。

# 本日の内容

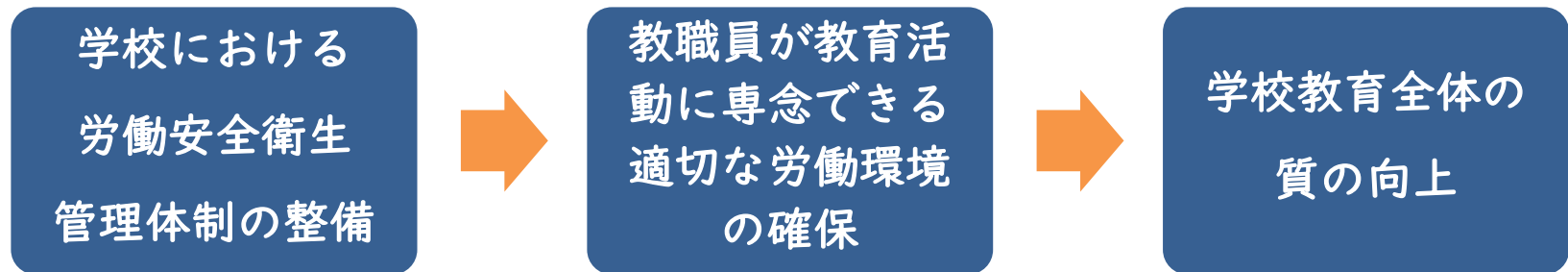
- 1 教職員50人以上の学校で必要なもの
- 2 教職員10～49人の学校で必要なもの
- 3 ストレスチェックの実施
- 4 医師による面接指導体制の整備
- 5 国による労安調査実施について



令和7年4月15日付教働第57号

# 労働安全衛生管理体制の未整備は法令違反

## 学校の設置者は、法令上求められている体制整備を！



# 労働安全衛生法

働く人の安全管理と衛生（健康）管理は、  
**労働安全衛生法という法律**で規定されています

## 第3条 事業者等の責務

事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない

- ※学校の場合    ○「事業者」→ 学校の設置者
- 「事業場」→ 学校
- 「労働者」→ 教職員（事務職員等）

# 市町村立小中学校の教職員は市町村の職員です

## 市町村教育委員会

- ✓ 服務監督
- ✓ 人事評価
- ✓ 労務管理
- 👉 労働安全衛生管理  
やメンタルヘルス対策  
等が含まれる！



## 県教育委員会

### ✓ 給与負担

⇒ 市(指定都市除く)町村立小・中学校等の教職員は市町村の職員であるが、設置者負担の原則の例外として、その給与については都道府県の負担とし、給与水準の確保と一定水準の教職員の確保を図り、教育水準の維持向上を図る。

### ✓ 任免・人事異動

⇒ 身分は市町村の職員としつつ、都道府県が人事を行うこととし、広く市町村をこえて人事を行うことにより、教職員の適正配置と人事交流を図る。

# 本日の内容

- 1 教職員50人以上の学校では下記の①～③が必要
  - ① 衛生管理者の選任
  - ② 産業医の選任
  - ③ 衛生委員会の設置
- 2 教職員10～49人の学校で必要なもの
- 3 ストレスチェックの実施
- 4 医師による面接指導体制の整備
- 5 国による労安調査実施について

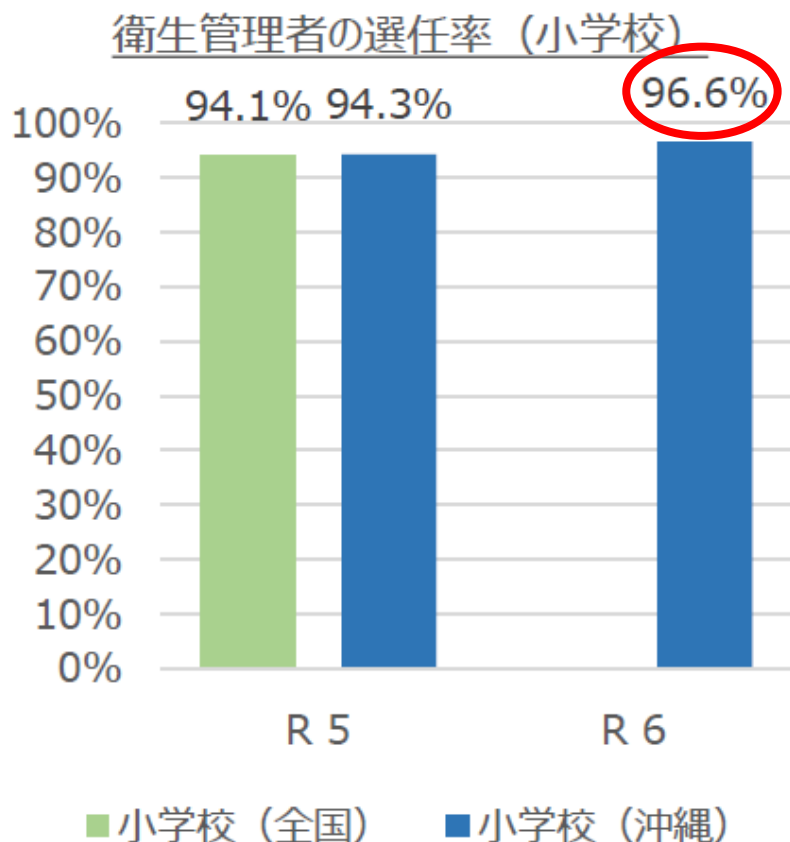
# ① 衛生管理者

衛生に係る技術的事項を管理する者

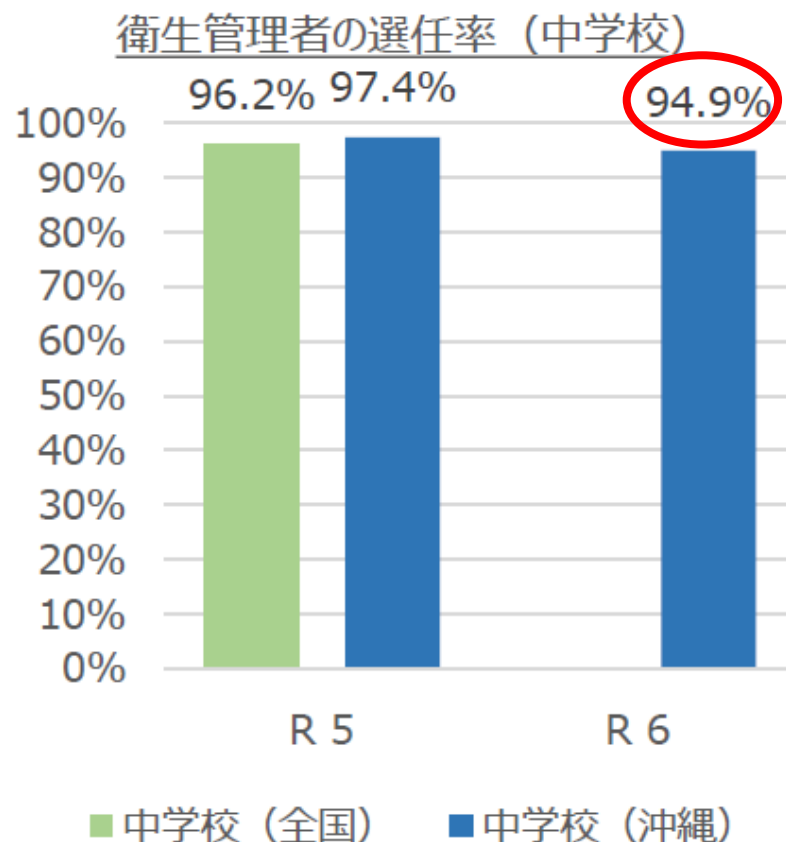
- 少なくとも週1回学校を巡視し、設備、作業方法、衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに教職員の健康障害を防止するため必要な措置を講ずる。

# 令和6年度 市町村立学校における 労働安全衛生管理体制等に関する調査(沖縄県)

## 衛生管理者の選任率(職員数50人以上の学校)



✓ 小学校では2.3ポイント改善



✓ 中学校では2.5ポイント悪化



## ② 産業医

産業医学の専門家として教職員の健康管理等を行う者

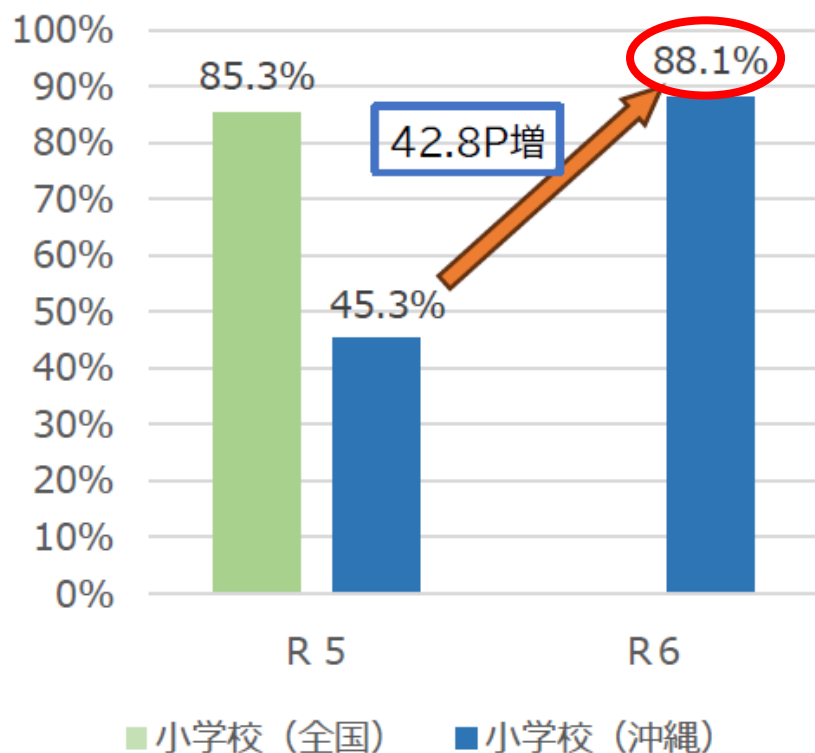


- 健康診断・面接指導の実施、作業環境の維持管理等の教職員の健康管理等を行う。
- 教職員の健康確保のため必要があるときは、学校の設置者に対し、教職員の健康管理等について必要な勧告を行うことができる。
- 少なくとも月1回学校を巡視し、作業方法、衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに教職員の健康障害を防止するため必要な措置を講ずる。

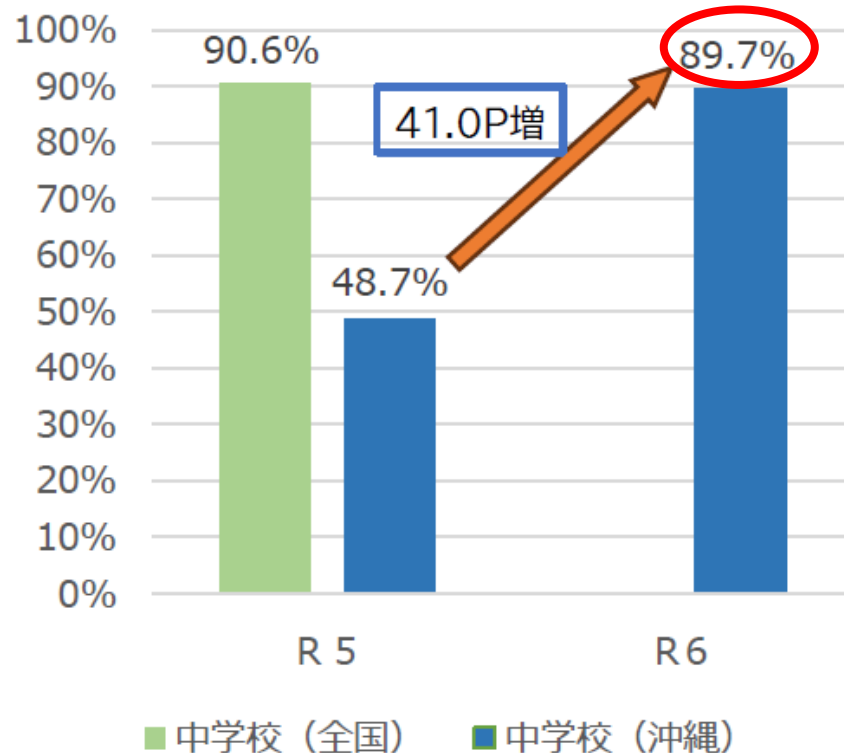
# 令和6年度 市町村立学校における 労働安全衛生管理体制等に関する調査(沖縄県)

## 産業医の選任率(職員数50人以上の学校)

産業医の選任率(小学校)



産業医の選任率(中学校)



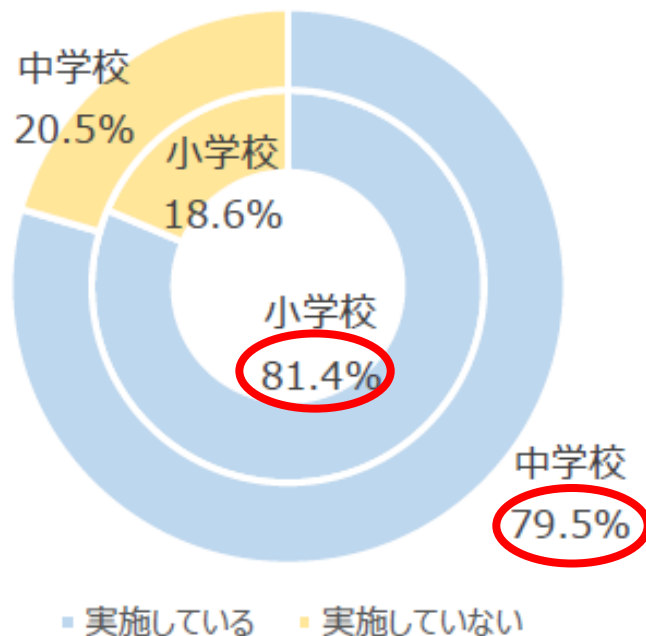
✓ 小学校、中学校ともに大幅な改善がみられる

# 令和6年度 市町村立学校における 労働安全衛生管理体制等に関する調査(沖縄県)

## 医師等による指導区分決定の実施率

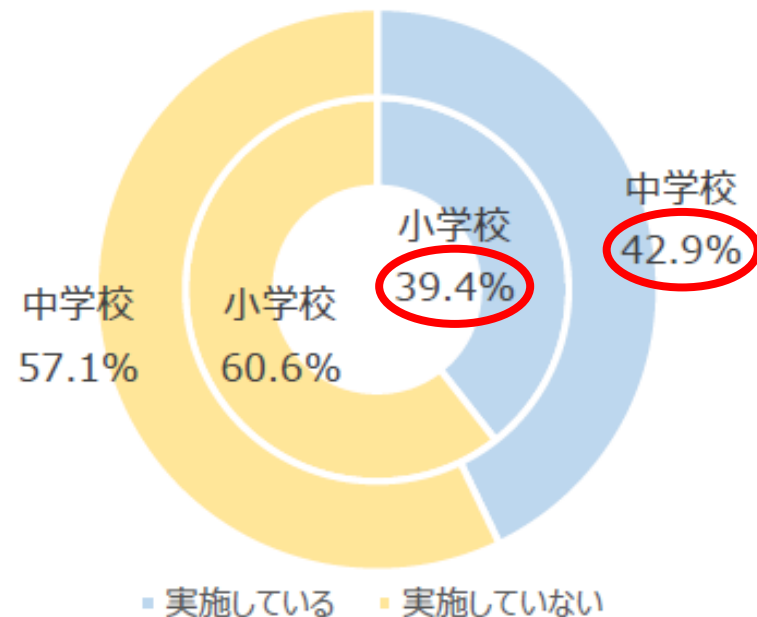
医師等による指導区分決定の実施率

(職員50人以上の学校)



医師等による指導区分決定の実施率

(職員50人未満の学校)



- ✓ 産業医の選任が必要な職員数50人以上の学校においては、**約2割が未実施**
- ✓ 職員数50人未満の学校においては、**約6割が未実施**となっている。

医師の確保等と合わせて、取組を推進することが必要な状況

### ③ 衛生委員会

衛生に関する重要事項について調査審議する機関

〈調査審議事項の具体的な例〉

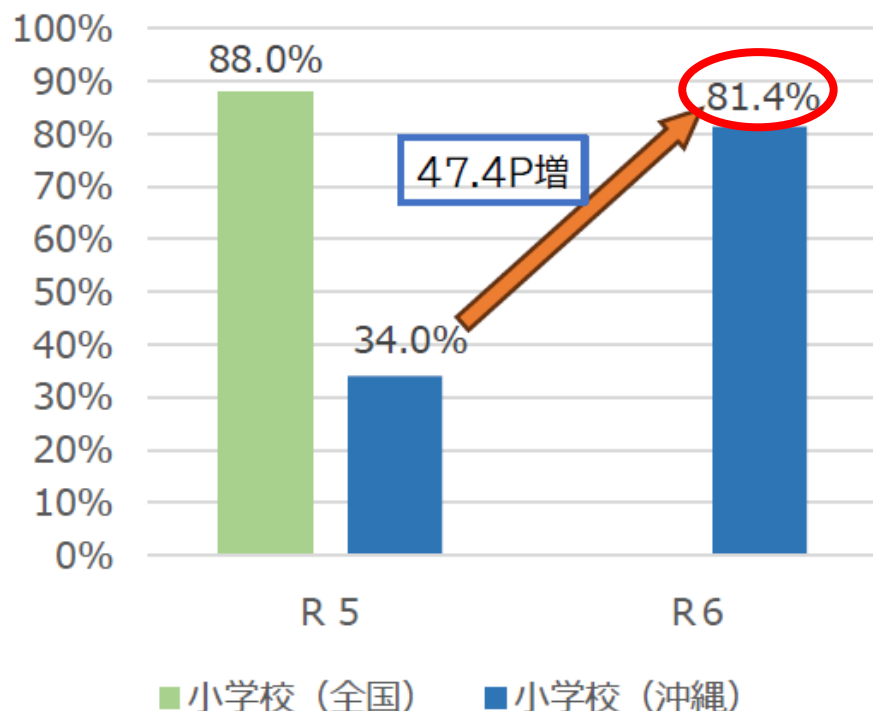
- ①教職員の健康障害防止、健康保持増進のための対策
- ②長時間にわたる労働による教職員の健康障害の防止対策
- ③教職員の精神的健康の保持増進を図るための対策                      等



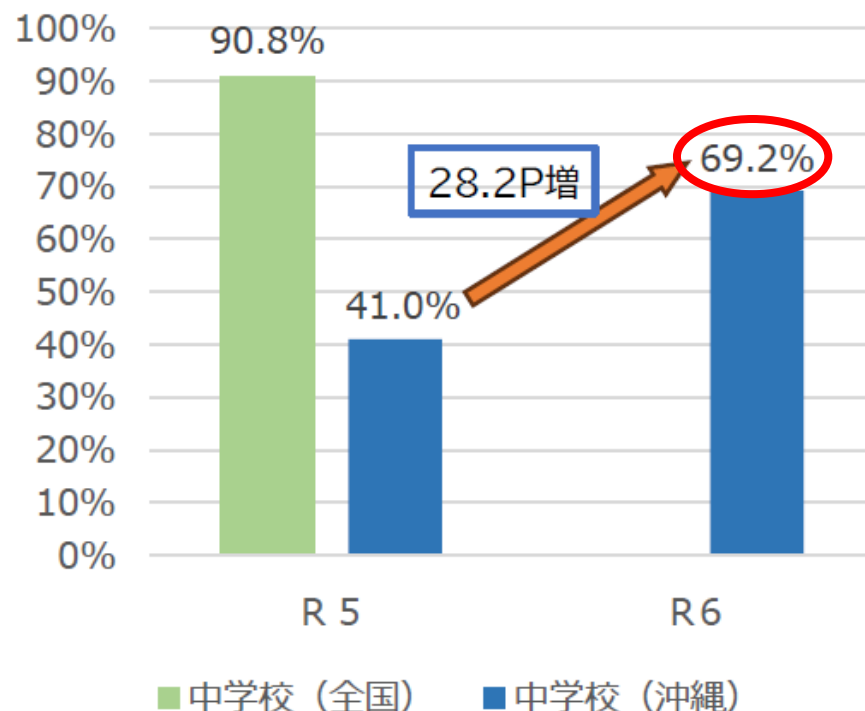
# 令和6年度 市町村立学校における 労働安全衛生管理体制等に関する調査(沖縄県)

## 衛生委員会の設置率(職員数50人以上の学校)

衛生委員会の設置率(小学校)



衛生委員会の設置率(中学校)



✓ 小学校、中学校ともに大幅な改善がみられる

# 本日の内容

- 1 教職員50人以上の学校で必要なもの
- 2 教職員10～49人の学校で必要なもの  
○ 衛生推進者の選任
- 3 ストレスチェックの実施
- 4 医師による面接指導体制の整備
- 5 国による労安調査実施について

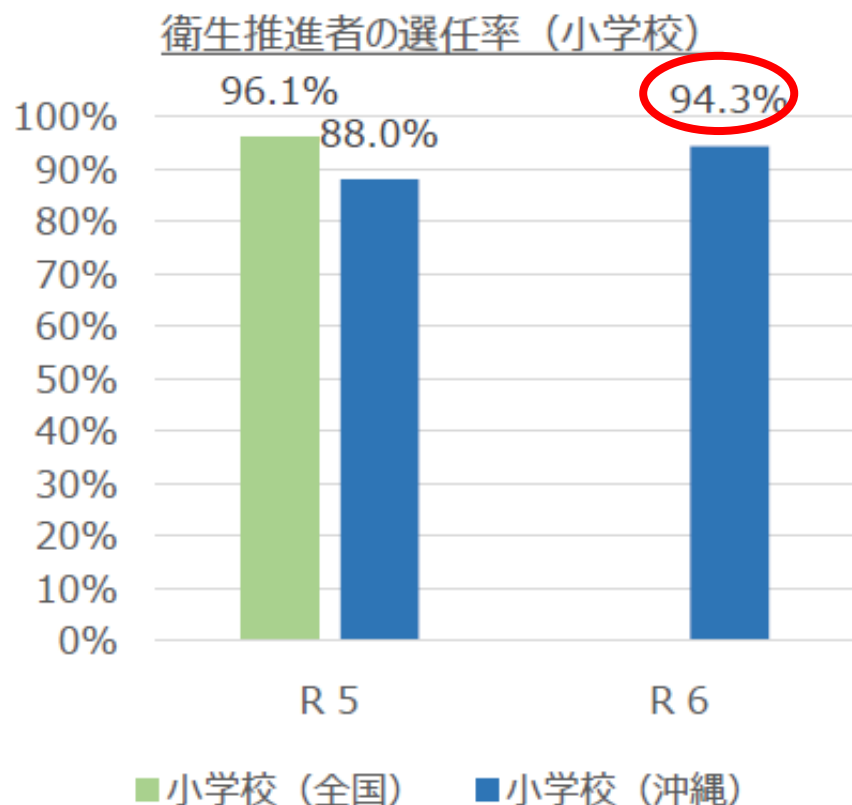
# 衛生推進者

衛生に係る業務を担当する者  
(一定期間衛生の実務に従事した経験を有する者等から選任)

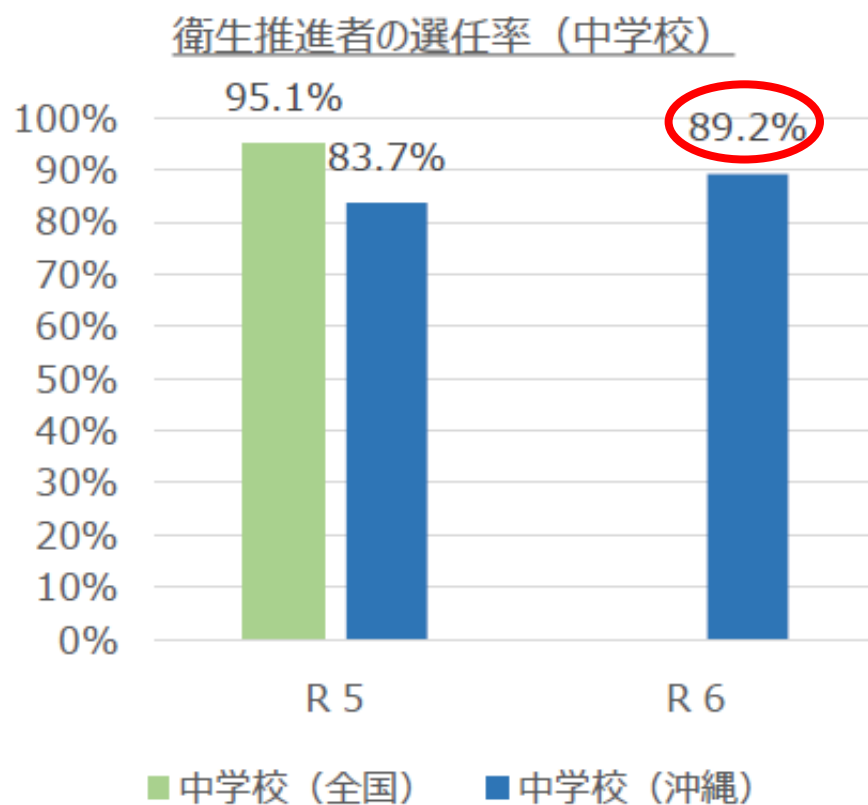
- 衛生管理者の選任を要する学校以外の学校のうち、教職員10人以上の学校では、衛生推進者を選任し、衛生に係る業務を担当させなければならない。

# 令和6年度 市町村立学校における 労働安全衛生管理体制等に関する調査(沖縄県)

## 衛生推進者の選任率(職員数10人以上50人未満の学校)



✓ 小学校では6.3ポイント改善



✓ 中学校では5.5ポイント改善



# 本日の内容

- 1 教職員50人以上の学校で必要なもの
- 2 教職員10～49人の学校で必要なもの
- 3 ストレスチェックの実施
- 4 医師による面接指導体制の整備
- 5 国による労安調査実施について

# ストレスチェックの実施

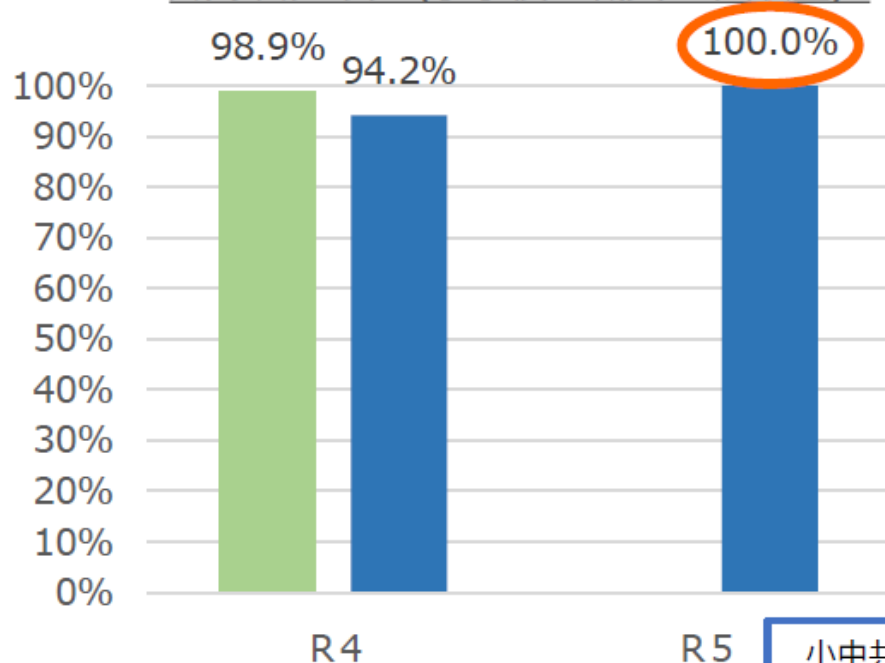
- ・医師等による労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を年に1度実施することが学校の設置者に義務付けられている。
- ・ストレスチェックの結果、高ストレスであり医師による面接指導が必要と判断された労働者から申出があった場合には、学校の設置者は、医師による面接指導を実施しなければならない。
- ・その結果、学校の設置者は医師の意見を聴いた上で、必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮等適切な就業上の措置を講じなければならない。
- ・学校の設置者は、検査を行った医師等に、ストレスチェック結果を一定規模の集団ごとに集計・分析させ、必要に応じて、適切な措置を講じる。

※ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。※施行期日は、令和8年4月1日（「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」令和7年5月8日、衆議院本会議において可決・成立）

# 令和6年度 市町村立学校における 労働安全衛生管理体制等に関する調査(沖縄県)

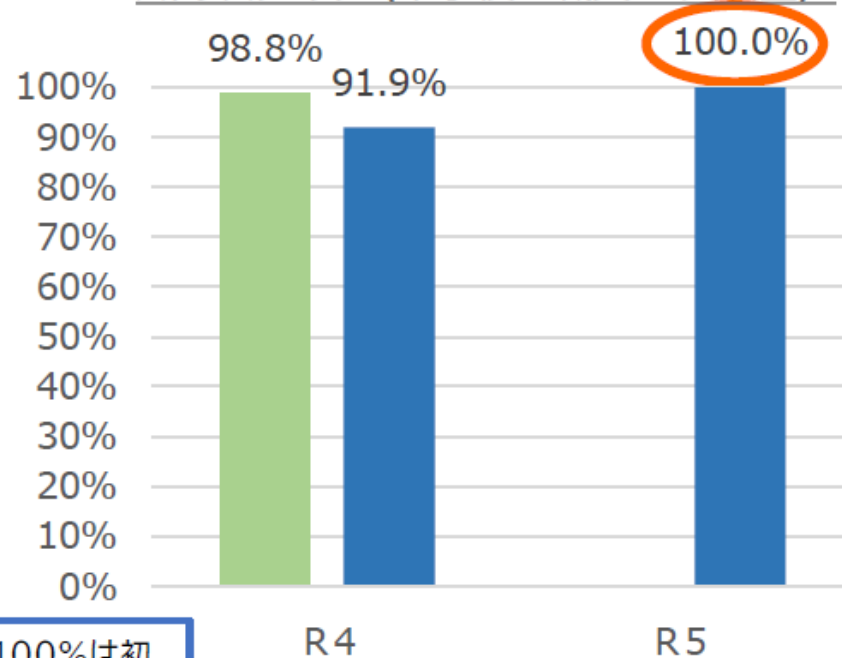
## ストレスチェックの実施状況(職員数50人以上の学校)

ストレスチェック(小学校:職員50人以上)



■ 小学校(全国) ■ 小学校(沖縄)

ストレスチェック(中学校:職員50人以上)

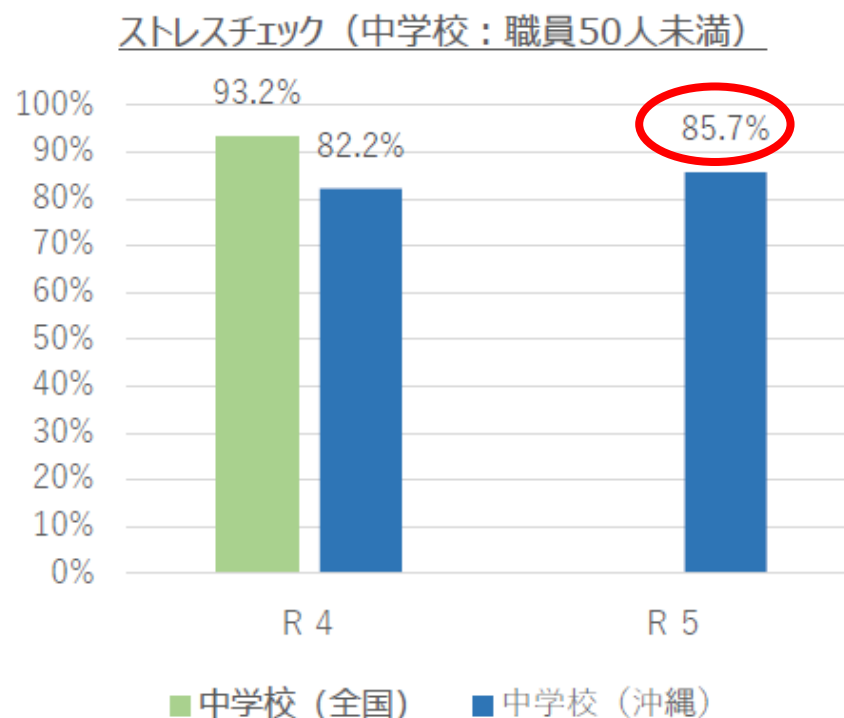
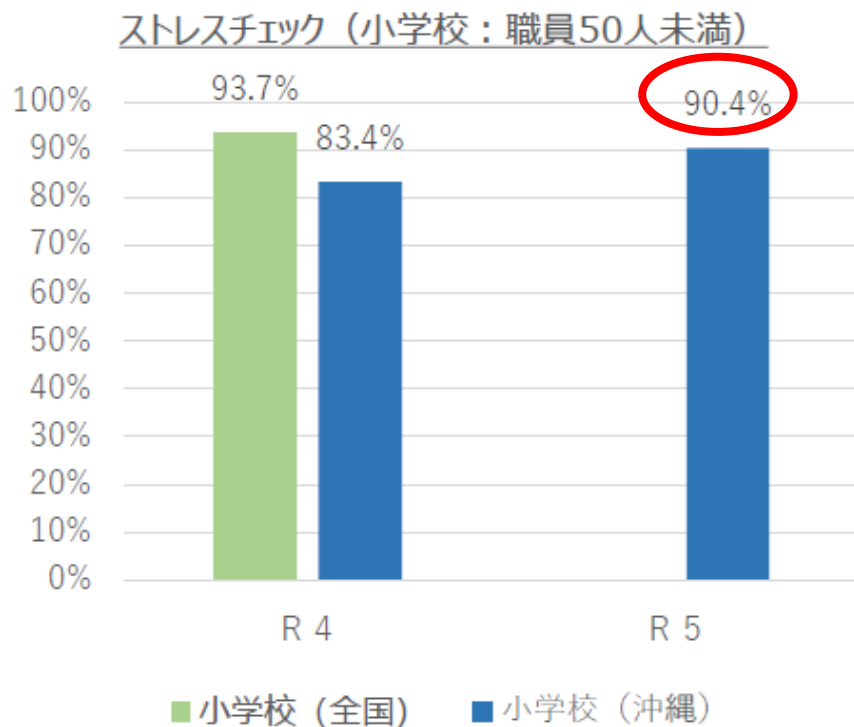


■ 中学校(全国) ■ 中学校(沖縄)

✓ 小学校、中学校ともに改善がみられ、初めて100%を達成

# 令和6年度 市町村立学校における 労働安全衛生管理体制等に関する調査(沖縄県)

## ストレスチェックの実施状況 (職員数50人未満の学校)



✓ 小学校、中学校ともに全国平均を下回っており、取組の強化が必要

# 本日の内容

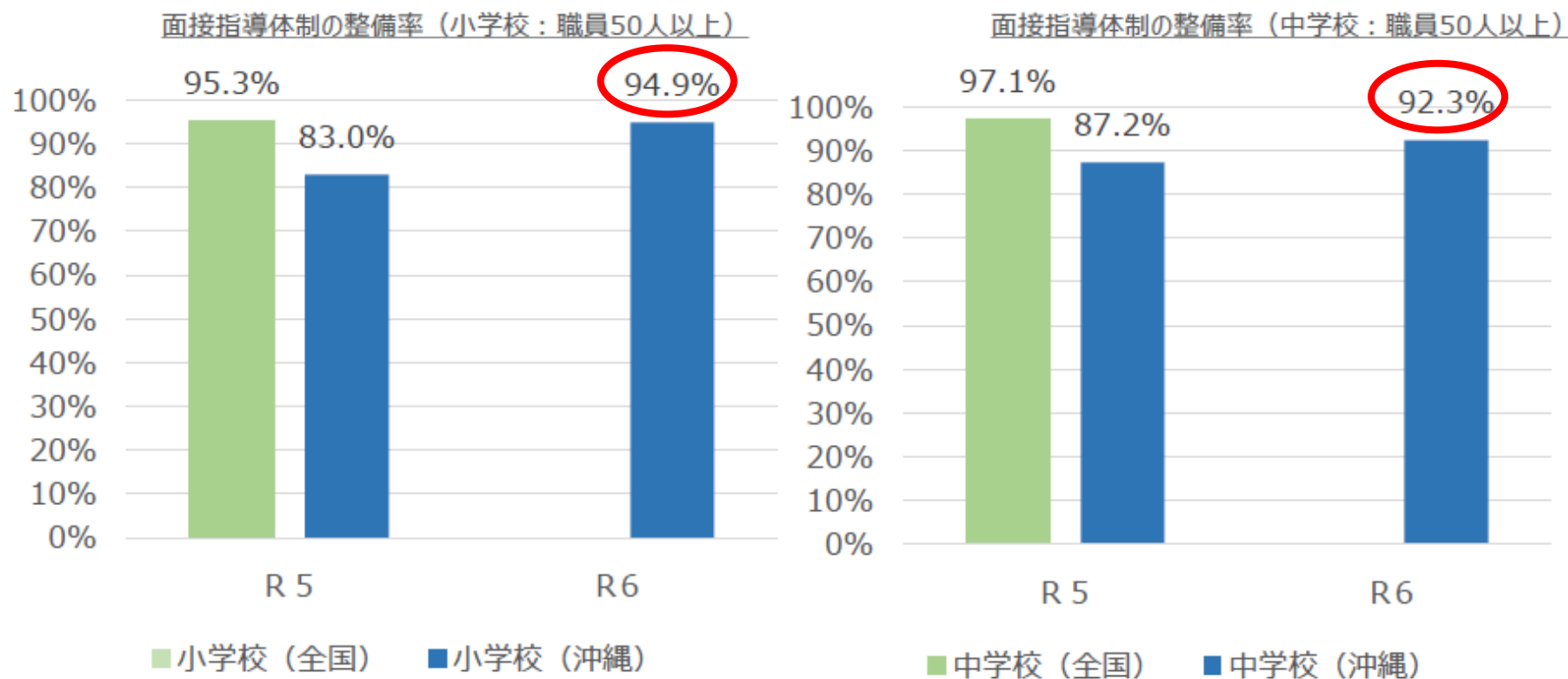
- 1 教職員50人以上の学校で必要なもの
- 2 教職員10～49人の学校で必要なもの
- 3 ストレスチェックの実施
- 4 医師による面接指導体制の整備
- 5 国による労安調査実施について

# 学校における面接指導体制の整備

- 以下の2つの場合、教職員の申出を受けて、遅滞なく医師による面接指導を行う必要があり、その体制整備が求められている。
  - ・週40時間を超える労働時間が月80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる場合
  - ・心理的負担の程度が高く、面接指導を受ける必要があると、ストレスチェックを実施した医師等が認めた場合
- 上記に該当しない教職員でも、健康への配慮が必要な者については、面接指導等を行うよう努める必要がある。

# 令和6年度 市町村立学校における 労働安全衛生管理体制等に関する調査(沖縄県)

## 面接指導体制の整備(職員数50人以上の学校)

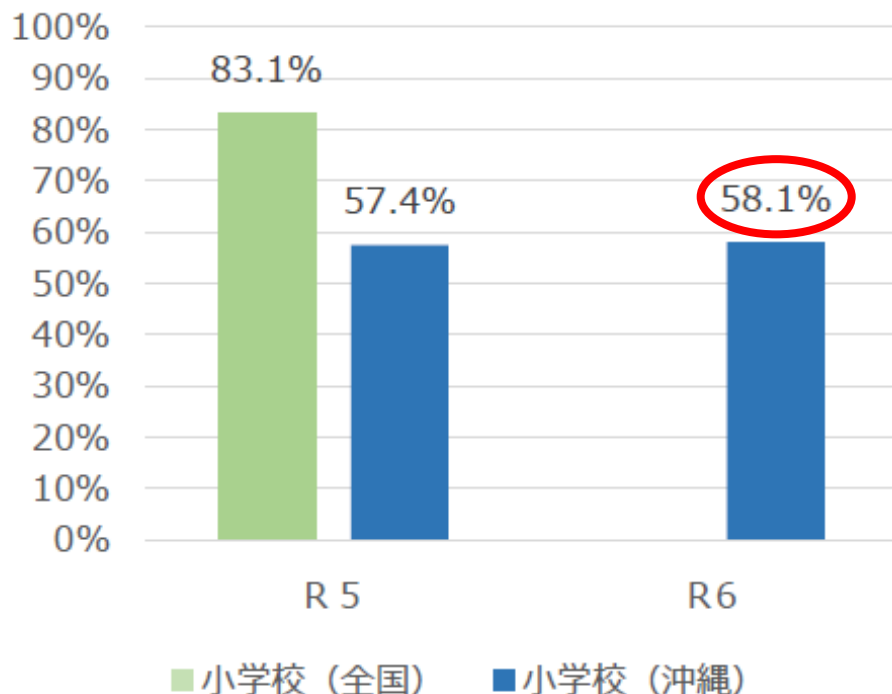


✓ 小学校、中学校ともに改善がみられる

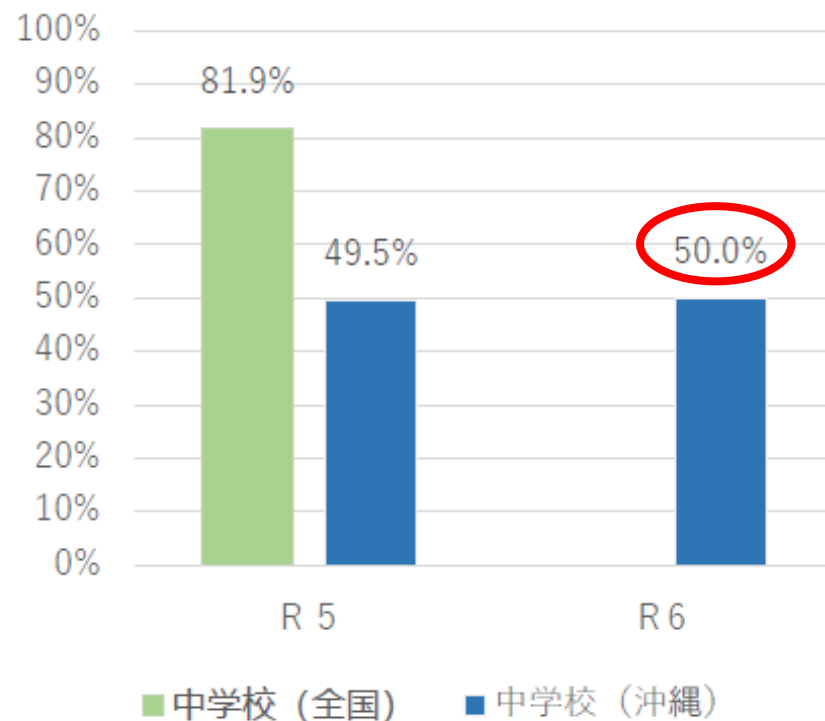
# 令和6年度 市町村立学校における 労働安全衛生管理体制等に関する調査(沖縄県)

## 面接指導体制の整備(職員数50人未満の学校)

面接指導体制の整備率(小学校:職員50人未満)



面接指導体制の整備率(中学校:職員50人未満)



✓ 小学校、中学校ともに全国平均を大幅に下回っており、取組の強化が必要



# 本日の内容

- 1 教職員50人以上の学校で必要なもの
- 2 教職員10～49人の学校で必要なもの
- 3 ストレスチェックの実施
- 4 医師による面接指導体制の整備
- 5 国による労安調査実施について

沖縄県の子どもたちのためにも、  
教職員一人一人が

**“働きやすさ” “働きがい” “心身の健康”**

を実感できることが大切！

各々が**役割と責任**にもとづいて、

一つでも多くの取組の推進に繋げていきましょう！

